○国税庁告示第十五号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第二条第七項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十七年国税庁告示第四号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

改正後	改正前
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　法人税法施行規則第五十九条の二第一項及び第六十七条の二第一項に規定する特定事項記載書類	［新設］
五　［略］	四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国税庁告示第十六号

国税徴収法施行規則第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件（令和二年国税庁告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国税徴収法施行規則第六条第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件	国税徴収法施行規則第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件
国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第六条第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等は、次に掲げるものとする。	国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第一条の五第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等は、次に掲げるものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国税庁告示第十七号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	**別表**
一　次に掲げる書類	一　次に掲げる書類
［イ～ヘ　略］	［イ～ヘ　同上］
ト　国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第三条第一項の規定により提出する陳述書	ト　国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）第一条の二第一項の規定により提出する陳述書
［チ～ヲ　略］	［チ～ヲ　同上］
［二　略］	［二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第百七十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成十五年厚生労働省告示第百四十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎